

業者が増えて、競争性が高まり落札率が下がったと思われます。今期特有の要因（コロナの影響）としては確認できておりません。

(3) 指名停止の運用状況報告

Q. (福田委員) 番号1, 2の案件について、辞退後は、次順位の入札者が契約したのか。

A. (契約課) 番号1, 2の案件とも落札決定後に契約辞退ということで、次順位を落札者とはせずに中止として、入札をやり直しました。

Q. (福田委員) 落札決定後に入札をやり直したということですが、この場合、予定価格・落札額は、最初の入札者に対して公表されるのですか。

当初の入札額と、入札をやり直した際のそれぞれの落札価格・落札率を教えてください。

A. (契約課) 1回目の入札の際に入札参加者には、どの業者が落札し、落札額を口頭にて公表していますが、予定価格は公表しておりません。

・物品共同購入（消耗品）乾電池及び蛍光灯の購入

回数	品目	予定価格	落札価格	落札率
当初	乾電池と蛍光灯	3,817,360 円 (税抜)	216,000 円 (税抜)	5.66%
やり直し	蛍光灯	3,037,840 円 (税抜)	1,103,816 円 (税抜)	36.34%
	乾電池	779,520 円 (税抜)	441,195 円 (税抜)	56.60%

※乾電池と蛍光灯に分けて入札を実施

・はりきゅう・あん摩マッサージ療養費2次点検業務委託（単価）

回数	予定価格	落札価格	落札率
当初	18,395 円 (税抜)	3,683 円 (税抜)	20.02%
やり直し	18,395 円 (税抜)	17,506 円 (税抜)	95.17%

・柔道整復施術療養費支給申請書点検業務委託（単価）

回数	予定価格	落札価格	落札率
当初	11,840 円 (税抜)	3,473 円 (税抜)	29.33%
やり直し	11,840 円 (税抜)	7,096 円 (税抜)	59.93%

(4) 抽出事案審議

・ 松戸市八ヶ崎消防センター火の見櫓解体工事

Q. (西山委員) 一般競争入札の割に対象事業者数が少ないように思われますが、何か理由があるのでしょうか。(菱木委員) 対象事業者数が9者と少なく感じますが、これ以上参加資格条件を緩和することは難しいのでしょうか。

A. (建築保全課) 一般競争入札の入札参加が見込まれる対象事業者数は、競争性が確保されとする業者数をおよそ10者以上と考えており、この案件の資格要件に該当する業者数は9者ですが、おおむね妥当な対象事業者数であると考えておりますが、地域要件を市外まで広げることも可能です。

Q. (菱木委員) 落札率が100%ですが、歩掛かりが公表されていて予定価格が容易に積算されるのでしょうか。(西山委員) 落札率が高い要因は何でしょうか。

A. (建築保全課) 予定価格が低額な工事であり、また、積算項目が少ないことや事前に予定価格が公表されていることもございますが、事業者が見積を算出した結果が100%となったものと考えられます。

Q. (福田委員) 1社しか入札せず(1社辞退)、落札率100パーセントになる要因は何だと考えているか。予定価格が実体と乖離しているような事情はあるか。

(一般競争入札は、130万円以上について実施するのではなかったか?)

A. (建築保全課) 「予定価格が低額な工事であり、また、積算項目が少ないことや事前に予定価格が公表されていることもございますが、事業者が見積を算出した結果が100%となったものと考えられます。」予定価格については、千葉県公共建築工事積算基準を参考に策定した松戸市公共建築工事積算基準に基づいて積算しており、実体と乖離しているとは考えておりません。

130万円未満の工事は、随意契約が可能となっておりますが、透明性や競争性を確保するため、松戸市では競争入札を推奨されています。このことからより透明性や競争性を確保できる一般競争入札としました。

Q. (菱木委員) 辞退者はどの段階及び理由で辞退したのですか。

A. (契約課) 電子入札にて入札期間に辞退届が提出されたものであり、記載された辞退理由は「予定価格と実行予算が合わない」ということです。

Q. (福田委員) 積算基準の単価は、どのくらいの頻度で見直されるのでしょうか。

予定価格が、基準通りであるとは了解しておりますが、参加者が少ない。「予定価格と

実行予算が合わない」と理由で辞退、予定価格公表されていて100%というのは、事業者からすると、「採算のとりにくい」案件だからではないでしょうか。

実際のコストは、年度の間でも変動する項目もあるでしょうから、実態の方が高めという事情がないとか、質問させていただきました。

積算に基づく予定価格を変更する余地はないですが、同様の件で、入札する業者がいないということにならないか心配してしまいました。

また随意契約可能でも、一般競争入札を実施する基準（判断要素）はどのようなものでしょう。

A.（建築保全課）積算基準の単価について、千葉県が作成した単価は年度当初に見直しており、刊行物によるものは四半期ごとに見直しております。

（契約課）一般競争入札の規定では130万円以上となっていますが、工事の内容等によっては、130万円以下でも一般競争をすることもできるとしています。一般競争を基本においていることから、今回の案件は担当課から判断要素となる工事内容や目的（競争性や透明性）から一般競争で実施しました。

・ 柿ノ木台公園体育館天井改修その他電気設備工事

Q.（西山委員）低入札となった原因をどのように分析していますでしょうか。

A.（建築保全課）この案件につきましては、自社で対応できるものが多くあったことが要因と思われます。例をあげるなら安全費については、会社の在庫品で対応でき、運搬費も自社の機材を運搬し、試験するにも機械も人も自社で行えたことから、積算価格より安く見積もることが出来たことが一因であると考えられます。

Q.（福田委員）低入札価格調査の骨子（合格とする目安）をご教示ください。

A.（契約課）調査基準価格を下回る価格での入札があった場合、入札業者から低入札価格調査報告書の提出を受けて、担当課及び契約課職員で提出書類の内容確認及び事情聴取を実施します。

書類の内容について、

（ア）当該入札金額となった理由

・当該価格により入札した理由を労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面で記載されているか。

（イ）積算内訳

・直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに根拠が記載されている

か。

(ウ) 労務者の確保計画

・労務者の賃金は、労務単価の最低賃金法で定める最低賃金以上であり、かつ、「公共工事設計労務単価」の70%を下回っていないか。

(エ) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

・建設副産物の搬出、工事個所への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者が記載されているか。

を確認し、提出書類に関して事情聴取を実施して契約の内容に適合した履行がされないおそれがない場合に落札者とします。

・(仮称) 東松戸複合施設建設工事

Q. (西山委員) 輝建設の「事故及び不誠実な行為」が「-4」となっていますが、具体的なマイナス要因は何でしょうか。(福田委員) 評価項目のなかで、輝建設は、事故及び不誠実な行為で-4となっているが、内容は。

A. (技術管理課) 当該評価項目は、入札公告日の前日から遡った3年間に、本市で処分した事故及び不誠実な行為の有無について評価するもので、評価の内容は、該当なしが「0点」、総合評価方式での履行義務違反ありが「-3点」、指名停止処分ありが「-4点」となります。輝建設は、平成29年度に「指名停止」の処分があったことから、「-4点」となったものです。

(契約課) 指名停止の理由につきましては、平成29年11月16日開札の「松戸市立小金北保育所外壁改修工事」において落札候補者となったが、配置できる技術者がいたにもかかわらず自社の都合により技術者を配置することが出来ないとして辞退の申出があったことから、建設工事等の契約の相手方として不相当であるとして、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準 第2条第1項別表第2第9号に基づき平成29年12月1日から平成30年2月28日までの3か月を指名停止としたものです。

Q. (西山委員) 仮に、当該項目以外の項目の評価が良く、評価値がトップとなっていた場合には、落札者となるのでしょうか。総合評価方式を採用した理由の一つとして安全性の確保が挙げられています。その場合には、総合評価方式を採用した理由と落札結果が矛盾するよういと思いますが、このような事象が発生した場合に何か手当はあるのでしょうか。

A. (技術管理課) 当該評価項目については、仮にご質問にある事象の場合であっても、入札参加資格要件を満たし、入札価格が予定価格の範囲内にあり、評価値が最高点であ

れば落札者になります。当該業者は既に所定の処分を受けており、評価基準に則った評価の結果であることから手当はございません。

Q. (福田委員) 自由設定の評価項目はどのような場合に設定するのか。配点割合の決め方は。

A. (技術管理課) 企業及び配置予定技術者の技術力を評価する標準の評価項目のほかに、自由設定項目は2種類あります。

1つ目は、発注する工事の特性に合わせ、標準の評価項目のほかに特に評価を必要とする場合に設定します。

2つ目は、企業における「雇用状況の確認」について、評価を必要とする場合に設定します。

配点は2種類とも最大6点とし、かつ評価点の合計(加算点)は最大40点以下です。

・21世紀の森と広場放流塔ゲート改修工事

Q. (西山委員) 入札参加資格や指名業者を見ると、一般競争入札でも対応できるような事案と思われませんが、指名競争入札とした理由は何でしょうか。

A. (21世紀の森と広場管理事務所) 対象工事においては、池の生物調査と同時期に行うことで、池の水位が低下した状態で仮設工事を行えることから11月以降を予定しておりました。

6月にテレビ局から池の生物調査の撮影を7月に行いたいとの申し入れがあり、池内の排水等の一部作業をテレビ局が実施することで調査経費が縮減されることから、これに合わせ早急に事業を実施することにいたしました。このことより、早急に工事着手するため、一般競争入札に付することが経費の面で不利と認められるため、地方自治法施行令第167条第3号の規定による、指名競争入札により実施しました。

Q. (菱木委員) 辞退者が多いですが、どの段階及び理由で辞退したのですか。

A. (契約課) 電子入札の入札期間に辞退届5件が提出されたものであり、記載された辞退理由は、「技術者の確保が困難」が2件、「作業員の確保が困難」が3件ということです。

Q. (福田委員) 本件で予定価格は公表しているのでしょうか。

A. (契約課) 指名競争入札の案件については、予定価格は事後公表しています。

Q. (西山委員) テレビ局からの申し入れが6月にあったとあり、その一方で指名通知日

が6月12日になっています。「一般入札に付することが経費面で不利と認められるため」とありますが、経費縮減効果はどれくらいあったと見込んだのでしょうか。

- A. (21世紀の森と広場管理事務所) 工事を進めるにあたっては1つ目に事前に約50,000m³の池の水位を下げることで、2つ目に池に流れ込む日量約1000tの湧水を処理することの2つの排水作業が必要で、テレビ撮影のスケジュールに合わせることで、1つ目の排水作業が不要となったことから、最低でも約100万円程度の経費縮減効果があったと認識しています。

・和名ヶ谷クリーンセンター定期整備工事

- Q. (菱木委員)「詳細設計図面の保有が不可欠であり、それは業者のみが保有している」と随意契約理由にあります。成果品である詳細設計図面は発注者に帰属され、点検整備業務の発注時には、必要があればその成果品は閲覧することも可能とされているのではないのでしょうか。

- A. (和名ヶ谷クリーンセンター) 業者のみが保有する詳細図面の中には、営業秘密となる情報も含まれ、閲覧する事が出来ない物があります。また、成果品である詳細図面の中にも工事を行うにあたり、必要となる情報が含まれていない図面も多数存在し、他社が情報のないまま工事を行った場合、施設の安定稼働が出来なくなってしまう可能性があります。

- Q. (福田委員) 和名ヶ谷クリーンセンターの定期整備工事は、設置以来、日立造船が行っているのか。

- A. (和名ヶ谷クリーンセンター) 行っています。

- Q. (福田委員) 定期整備として、すでに同社に何回か依頼している場合、過去の契約価額の推移を教えてください。

- A. (和名ヶ谷クリーンセンター)

年度	R1	H30	H29	H28	H27
予定価格	144,980,000円	149,958,000円	144,990,000円	144,990,000円	138,264,840円
契約額	144,650,000円	147,960,000円	144,720,000円	144,720,000円	138,264,840円
落札率	99.77%	98.67%	99.81%	99.81%	100%

- Q. (福田委員) 定期清掃について、継続的に受注できるとなると、価格の低減の動機付けも働きにくくなると思われそうですが、なにか手当はされていますでしょうか。

設計業者でなくてもできる部分を別に発注するなどの余地はないのでしょうか。

- A. (和名ヶ谷クリーンセンター) 焼却施設は、受入供給設備、焼却設備、排ガス処理設備、通風設備、灰出設備、電気・計装設備等の一連の設備で構成されており、これら各設備が有効的に機能することで、施設の性能を発揮し、安全で安定的なごみの焼却が可能となっています。

このことから、焼却施設の分離発注については、施工後に性能が発揮されない場合において責任の所在が不明確になるなど、市に不利益が生じる事から、根幹をなす焼却炉に係る一連の設備については、設計責任のある日立造船に一括して発注しています。

しかし、クレーン設備、排水処理設備、建築設備等の焼却と機能を切り離すことができる設備の整備については、機械器具を取り扱う他業者へ別途発注を行っています。

また、工事価格については、他社から見積もりが徴せない事も多いため、日立造船からの見積りによる所ですが、過去に実施した同種の整備における実作業期間や実人工数を基に見積り交渉や内部査定を行った上で発注を行っています。

・三矢小台主水新田線 (和名ヶ谷) 橋りょう詳細設計業務委託

- Q. (西山委員) 対象事業者 207 者の一方で、入札参加者数が 13 者と低調です。要因をどのように分析していますでしょうか。

- A. (道路建設課) はじめに、本設計業務委託の入札参加者数につきましては、業務内容を考慮すると、想定よりも多くの参加を頂いたと認識しております。

本設計委託は橋長 L=196m の 5 径間橋りょうと規模が大ききなものであること、橋りょう設計に付随して調整池設計を行うことから業務の難易度が高く、これら 2 つの業務を実施することができるものとして、今回の様な入札参加者数に至ったものと推察されます。

- Q. (菱木委員) 失格が 1 者ありますが、その理由は何でしょうか。

- A. (契約課) 最低制限価格を下回ったためです。

- Q. (福田委員) 最低制限価格は、事前公表しているのか？ (最低制限価格以下で入札している会社がある。失格覚悟ということなのか)

- A. (契約課) すべての案件で最低制限価格の事前公表は行っておらず、事後公表としています。最低制限価格の算定方法については、公告に記載しています。最低制限価格以下で入札している会社は、積算の中で何か見誤ったか、計算違い、会社としての積算上の判断があったと思われます。

Q. (福田委員) 業務の難易度が高く、入札参加者が(相対的に)少ない、最低制限価格非公表という状況で、最低制限価格上に、4社横並びになっています。

そうなる要因として考えられるものがありますか

(端的に売り手市場ということなら、入札価額も高めになる傾向なのではと思い、質問させていただきました。)

A. (道路建設課) 市が行った積算に対し、適正な価格で精度の高い積算が行われ、適正な競争が働いたものと推察しています。

・ 新松戸七丁目道路ネットワーク整備事業物件調査等業務委託

Q. (菱木委員) 現場環境及び経緯については、特記仕様書等に記載や業務打ち合わせで説明すれば足りると考えます。また、既調査済みの補償対象者は再算定になりますが、既契約業者でなくても同様であり、既契約業者の方が調査作業の簡素化ができ、経済的に有利で委託料の合理化が図れるものではないと思います。

A. (道路建設課) 「委託料の合理化が図れるものではない」とのご指摘につきまして、たしかに調査項目の内容は既契約業者、新規契約業者のどちらでも同じとなります。しかし、共通項目の打合せ協議については「千葉県用地事務提要 第14 物件調査等業務費積算基準」に「必要に応じて打合せ回数を増減する」と記載がありますように必要に応じて増減が可能となっております。

新規契約業者が契約し対応すると、「現場環境及び経緯を改めて説明を行う」ということが必要となりますし、また、調査未実施者に対して調査を行う業者を権利者へ説明し、事前挨拶し作業内容等の説明、調整も発生します。少なからず、既契約業者よりも新規契約業者の方が、打合せ内容が増えることが想定されます。既契約業者との間で簡易的に打合せ協議が終えられれば、中間打合せ回数の削減可能となります。回数1回あたりで約20万円の委託料が削減されますので、経済的に合理化が全く図れないとは言えないと考えます。(実際、随意契約で契約を行うにあたり、通常の入札にかかる委託設計よりも中間打合せの回数を1回少なく設計しております。)

また、単純な工事等であれば、完了している作業内容を引継げば問題無く新規契約業者へ業務を委託し進捗できるのかもしれませんが、交渉の相手方がおり、かつ、今回の調査対象地は裁判中でもあり全面的に事業へ協力的で無い相手方であることを考えると、途中で業者が変わることで市に対して不信感を抱く可能性もあり、そうなった場合に事業の進捗に対しても悪影響を及ぼすと考えられることから、松戸市随意契約ガイドライン 2号随意契約例にございますとおり、補償調査をすでに実施した業者に施工させる場合を採用したものです。

Q. (福田委員) 平成30, 31年, 令和2年のそれぞれの委託業務の内容と契約金額を教えてください。(裁判は決着したのですか?)

A. (道路建設課)

平成30年度

業務内容 建物等の調査(新規調査5件)、地盤変動影響調査等

契約金額 3,780,000円

平成31年度

業務内容 建物等の調査(新規調査3件、再算定2件)、地盤変動影響調査等

契約金額 3,348,000円

令和2年度

業務内容 建物等の調査(新規調査3件、再算定2件)、地盤変動影響調査等

契約金額 3,850,000円

裁判の状況

差止(道路建設工事差止仮処分命令申立事件)については、令和2年3月25日に相手側の申立が棄却されました。

訴訟(「けやき通り」貫通道路の建設差止・供用禁止請求事件)については、一審の判決は令和2年7月3日に相手方の訴えが棄却されましたが、令和2年7月10日に控訴されており、現在、裁判継続中となっております。

Q. (福田委員) 調査の対象(範囲)がわからない中の質問で恐縮です。

同じ業者が継続することで効率化可能というなか、平成31年度、令和2年度は調査の件数内容は同様で、契約金額が増加するのは、どのような要因によるのでしょうか。

また裁判継続中ということで、令和3年度は、どのような契約を予定しているのでしょうか。

A. (道路建設課) 契約金額が増加した要因としまして3点考えられます。一つ目は消費税の増税分、二つ目は労務単価上昇、三つ目は落札率の差で平成31年度が低かったのに対して令和2年度が高かったためです。以上のことから、結果として契約金額が上昇いたしました。

令和3年度の契約につきましては、随意契約を予定しております。理由としましては、委託設計を安価に組めますし、また、「松戸市随意契約ガイドライン」の2号随契(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)が適用される例の「補償調査をすでに実

施した業者に施工させる場合」と記載がございますとおりです。

控訴審の係争中につき、詳細は記載できませんが、3～5月頃に判決予定となっております。判決後に調査に応じていただける見込みのため、調査可能となった場合に早急に対応ができるよう契約を行います。